医療費助成金交付請求書の提出について

～奈良県外の医療機関で受診した場合の請求方法～

◎　奈良県外の医療機関で受診した場合等、自動償還の適用を受けない場合は、医療費助成金交付請求書に医療機関の領収書を添付して、市役所へ請求してください。

1. 医療費助成金交付請求書（緑色の用紙）は**受診月ごとに１枚**必要です。
　※請求期限は診療を受けたときから５年です（地方自治法第２３６条第１項）。

2. 必ず**「保険点数」と「患者名」の記入された領収書（原本）**を添付してください。
　※保険点数、患者名のないレシートは不可。
　※健診や予防接種、診断書料など保険診療の対象外のもの、食事療養費は、助成対象外です。

3. **毎月15日まで**の受付分は、**翌月15日**（土日祝日の場合はその日より前で最も近い平日）に支給します。

4. 高額療養費等に該当する場合について
　同じ月内の医療費の自己負担額が一定額（７０歳未満で所得区分が一般の場合、80,100円+（総医療費-267000円）×１％）を超えると、限度額を超えた分は高額療養費として健康保険組合から支給されます。
　まず、現在加入の健康保険組合に高額療養費の支給申請後、支給決定の明細と領収書を添えて、市役所へ医療費助成金交付請求書を提出してください。付加給付がある場合も同様にお願いします。
　※ 高額療養費、付加給付の申請方法については、健康保険組合によって異なりますので、直接へお問い合わせください。

◎ 次のときは必ず届け出をしてください。

・加入医療保険の内容に変更があったとき。
・住所・氏名に変更があったとき。
・自動償還の口座を変更したいとき。
・学校や幼稚園でのケガ等で受診し、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ医療費を申請したとき。

生駒市　国保医療課　福祉医療係
（１階７番窓口）
〒630-0288 生駒市東新町８番３８号
電話 0743(74)1111　内線 787･788